

4月1日から消費税率変更 公共施設の使用料・手数料を改定

消費税法と地方税法の一部改正により、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。市では消費税が課税される公共サービスなどの料金を見直します。



企画部 企画政策課
995-1804

公共施設の使用料・手数料を改定します

消費税の増税に伴い、公共施設の使用料などを、消費税額を適正に引き上げた金額に改定します。消費税は、購入した商品を消費したり、サービスの提供を受けたりする消費者が負担する税です。消費税増税分の料金改定を行わないと、本来サービスなどを利用した方が支払うはずの消費税を、住民全体で負担することになります。これでは、サービスを利用した方と利用しない方の間で不公平が生じてしまいます。そのような事態を防ぐために、消費税の課税対象となる公共サービスなどの料金額を、消費税を適正に引き上げた金額に見直しましたので、ご理解をお願いします。

新料金の適用は4月1日から

使用料・手数料は、4月1日から新料金に変更されます。4月以降の施設利用で使用料などを3月31日までに支払う場合は、現在の料金となります。新料金との差額分を支払う必要はありません。平成26年3月31日までに購入している市民体育館の回数券などは、4月1日以降も未使用分を追加料金なしで使用することができます。

広報すその11月15日号でお知らせしましたが、水道料金は、6月の請求分から、消費税の引き上げとは別に、新しい料金体系が適用されます。消費税率8%が適用されるのは、8月の請求分からです。

改定される使用料

改定する使用料などは右表のとおりです。消費税が課税されていないなどの理由で、一部改定しない使用料・手数料があります。各施設の使用料・手数料については、担当課にお問い合わせください。

使用料等の名称	担当課
ヘルシーパーク裾野利用料金	ヘルシーパーク裾野 ☎ 965-1126
道路占用料（1カ月以下のもの） 準用河川・普通河川の流水占用料、土地占用料（1カ月以下のもの）など	建設管理課 ☎ 995-1855
一般廃棄物処理手数料	美化センター ☎ 992-3210
富士山資料館入館料	富士山資料館 ☎ 998-1325
市民文化センター利用料	市民文化センター ☎ 993-9300
十里木キャンプ場使用料 生涯学習センター使用料 市民体育館利用料 市立水泳場利用料 総合グラウンドなど利用料 運動公園総合体育施設利用料 学校体育施設など使用料（学校開放）	生涯学習課 ☎ 992-3800
消防手数料	消防本部 ☎ 992-3212
市営墓地管理料	企画政策課 ☎ 995-1804
水道料金など 十里木高原簡易水道使用料など	上水道課 ☎ 995-1890
下水道使用料など	下水道課 ☎ 995-1835